

災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書

釧路市（以下、「甲」という。）と社会福祉法人釧路市社会福祉協議会（以下、「乙」という。）は、災害時における、釧路市災害ボランティアセンター（以下、「センター」という。）の設置、運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、釧路市災害時応急対応活動として行うセンターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するために、甲及び乙の果たすべき役割、協力事項及び費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報及び被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じる。

（センターの設置等）

第3条 甲及び乙は、センターを設置する必要があると判断したときは、甲乙協議の上、乙がセンターを設置するものとする。

（センターの設置場所）

第4条 センターの本部事務所は、釧路市民陸上競技場に設置するものとする。ただし、釧路市民陸上競技場が被害を受けたことにより使用できないとき、又はその他の事情により使用することが困難なときは、甲は、これに代わる場所を確保して乙に提供するものとする。

2 著しい被害を受けた地域や地理的な課題等によりセンターの分室の設置が必要であるときは、甲乙協議の上、前項の考えに基づき、その設置場所を確保するものとする。

（センターの運営）

第5条 乙が設置するセンターは、乙が主体となり、必要に応じて、外部からのボランティア、各社会福祉協議会、ボランティアコーディネーターのほか、地域の関係機関、団体等の協力の下、運営を行うものとする。

2 甲は、乙がセンターを設置した際には、乙との連絡調整を行う担当者を決定し、速やかに連携体制を整えるものとする。

（協力の要請）

第6条 乙は、センターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

（センターの業務）

第7条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

（1）被災情報の把握

- (2) ボランティアニーズの把握
- (3) 災害ボランティアの募集及び受付
- (4) 災害ボランティア活動の情報発信
- (5) センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談及び問い合わせへの対応
- (6) ボランティア活動保険の加入手続き
- (7) 災害ボランティア活動に必要な資機材、活動物資等の調達、貸出、保管及び管理
- (8) 災害ボランティア活動に必要な移動支援
- (9) 釧路市災害対策本部との次に掲げる情報の共有
 - ① 被災状況及び避難に関する情報
 - ② インフラ等の復旧に関する情報
 - ③ ボランティアによる支援活動の状況に関する情報
 - ④ 特に支援を必要とする者に関する情報
 - ⑤ その他災害ボランティア活動に必要であると甲及び乙が認める情報
- (10) 関係機関、団体等との連絡、調整、仲介等
- (11) その他センターの活動に必要な業務

(資機材等の確保)

第8条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

(費用負担)

第9条 センター設置費用等に関することについては、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 大規模な災害が発生した場合において、災害ボランティア活動及び甲が実施する救助の調整に関する事務を甲が乙に委託した場合は、当該事務に要する次の各号に掲げる費用を甲の負担とすることができる。

- (1) 乙の職員の時間外勤務手当
- (2) 乙が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金
- (3) 乙が運営する災害ボランティアセンターに派遣される職員に係る旅費

3 乙は、前2項の費用の内訳について、支出状況がわかる書類を作成し、挙証書類一式を添付して甲に提出し、甲の承認を得るものとする。

(請求及び支払)

第10条 乙は、前条第2項に規定する費用が確定したときは、支出状況がわかる書類等を添付して甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、その内容を確認し、その費用を乙に支払うものとする。

3 甲及び乙は、支出状況がわかる書類等を5年間保管するものとする。

(センターの閉鎖)

第11条 センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

(損害補償)

第12条 災害時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア保険により対応するものとする。

(報告)

第13条 甲は、乙に対し、センターの運営状況について報告を求めることができる。

(平常時における体制整備)

第14条 乙は、平常時から災害時に備えたセンター機能の整備及び保持に努めるものとし、甲は、これに必要な協力を行うものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民及び関係機関、団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

3 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、互いに協力して災害ボランティアの養成を行うとともに、自主防災組織の育成に努めるものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申し出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管するものとする。

令和6年11月28日

甲 釧路市黒金町7丁目5番地

釧路市長

鶴間秀典

乙 釧路市旭町12番3号

社会福祉法人 釧路市社会福祉協議会

会長

土井英昭